

歴代3社長強制起訴へ



発行所
山形新聞社
山形市旅籠町2-5-12
電話 代表023(622)5271
Copyright (c) 2010
Yamagata Shimbun

2010年
3月26日
〈金曜日〉

速電
報版子

購読申し込み
(9-17時)

0120-81-8040

やまがた
ニュースオンライン

<http://yamagata-np.jp>

Mbi | eやましん

<http://yamagata-np.jp/k/>



詳しくは山形新聞を
ご覧ください。

尼崎JR脱線事故

検察審査会 2度目の議決

乗客106人が死亡した2005年4月の尼崎JR脱線事故で、神戸第1検察審査会は26日、業務上過失致死傷罪で告訴され神戸地検が嫌疑不十分で不起訴とした井手正敬氏(74)らJR西日本の歴代3社長を起訴すべきだと議決した。



尼崎JR脱線事故現場に設けられた献花台で手を合わせるJR西日本の垣内剛元社長 = 05年5月、兵庫県尼崎市



南谷昌二郎氏



井手正敬氏

審査会は昨年10月「起訴相当」と議決しており、起訴を求める議決は2度目。改正検察審査会法に基づき今後、神戸地裁が指定する検察官役の弁護士が3人を強制的に起訴する。地検が昨年7月、

同罪で山崎正夫前社長(66)を在宅起訴。JR西は歴代4社長がいずれも法廷で刑事責任を追及される事態となった。昨年5月の改正法施行後、強制起訴は兵庫県明石市の花火大会事故での元県警明石署副署長に続き2例目。起訴すべきだとされたのはJR西の事実上の創業者とされ、事故当時の相談役だった井手氏のほか、同会長南谷昌二郎氏(68)、同社長垣内剛氏(65)。業務上過失致死傷罪の公訴時効は5年で、乗客の1人が最後に死亡した日から5年後の4月30日までに起訴される。遺族が昨年1月に井手氏ら3人を告訴し地検は同7月、不起訴にした。遺族の申し立てを受けた審査会が「起訴相当」を議決したが、同12月に地検が再び不起訴にし、自動的に再審査していた。